

事業番号	336
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	教育委員会運営事業						担当部	教育委員会事務局		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	教育総務課			
	事業期間	昭和29年度			～	平成30年度以降		担当係	庶務係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 教育・子育て		12 学校教育		3 教育力を向上し、調和のとれた人格形成を支援します				
		副目的									
	予算区分	款	10	項	1	目	1	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画	地方教育行政の組織及び運営に関する法律									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	教育委員会の適切な運営維持を図る。									
	内容 (手段)	<p>教育委員会(定例・臨時)を円滑に開催するため、関係機関との協議調整、書類作成、教育委員への連絡等の事務を行う。 教育委員が、市内学校・社会教育施設視察、小中学校卒業式出席、愛日地方事務協議会等会議出席のための事務を行う。</p> <p>《直接経費内訳》(平成25年度決算額) ・教育委員行政視察等旅費 373,950円 ・報償費 43,000円 ・その他 53,320円</p> <p>《直接経費内訳》(平成26年度予算額) ・教育委員行政視察等旅費 464,000円 ・報償費58,000円 ・その他 298,000円</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	601	481	470	820	
		正職員	従事者数	人	0.60	0.60	0.60	0.60
			人件費	千円	3,156	3,156	3,156	3,156
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	3,757	3,637	3,626	3,976
	対前年比		%		96.8	99.6	109.6	
財源	一般財源	千円	3,757	3,637	3,626	3,976		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26	
	教育委員会(定例・臨時)	回	目標		12	12	12	12
			実績		16	14	14	
			目標					
			実績					
			目標					
			実績					
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26	
教育委員会(定例・臨時)	回	目標		12	12	12	12	
		実績		16	14	14		
		目標						
		実績						

事業の自己評価	平成25年度の実施結果		
	事業の達成状況	定例教育委員会の他、臨時に開催の必要が生じた2回の臨時教育委員会を開催し、教育委員会として必要となる事項の決定を行い、教育行政を円滑に進めることができた。また、教育委員、事務局双方から、意見交換議題を提出し、活発な議論をすることができた。	
	事業実施における課題	教育委員会の形骸化、マンネリ化による実質的な審議がなされていないとの指摘もあるが、教育委員会の機能が発揮できるよう、さらに活発な審議や意見交換を行うことができるよう、情報収集や、運営方法の見直しをしていく必要がある。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	教育行政の停滞を招き、教育機関及び市民(児童・生徒)への影響が懸念される。	
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等) 教育委員会として、現状把握、意見聴取等のため、新たな試みとして地域住民との懇談会を開催する。 平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(教育委員会制度改革)に合わせ、教育委員会規則等の見直しを行い、円滑な委員会運営を行えるようにする。	
平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(教育委員会制度改革)により、教育委員会制度が大きく変化する。教育現場及び教育行政の変化への検討・対応及び方向性の決定が求められるため、教育委員会の開催、また、その情報取得のための、視察等を行う必要がある。	
	27年度以降の改善案	改正した法律または規則に基づいた、適正な教育委員会運営を行う。また、教育委員をはじめ市教育委員会内部の情報共有を図り、教育行政の諸課題に対し議論を行えるようにする。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。 平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(教育委員会制度改革)により、教育委員会制度が大きく変化するため、その対応に遺漏がないようにしていただきたい。